

(様式2)  
 処分基準 (不利益処分関係)

		担当課	用地課	検索番号	2-2
法令名	土地収用法	根拠条項	30-3、138-1		
不利益処分	事業の全部及び一部の廃止並びに変更に係る告示				
(根拠規定)					
○ (権利、物件及び土砂砂れきの収用又は使用に関する準用規定)					
土地収用法第138条第1項					
第10条、第3章、第4章、第5章第2節、第6章(第76条及び第81条を除く。)、第7章(第106条及び第107条を除く。)、第8章から第10章まで及び第136条の規定は、 <u>第5条に掲げる権利若しくは第6条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合又は第7条に規定する土砂砂れきを収用する場合に準用する。</u> (以下省略)					
○ 土地収用法第30条					
第26条第1項の規定による事業の認定の告示があつた後、起業者が事業の全部又は一部を廃止し、又は変更したために土地を収用し、又は使用する必要がなくなつたときは、起業者は、遅滞なく、起業地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その旨を周知させるため必要な措置を講じなければならない。					
2 都道府県知事は、前項前段の規定による届出を受け取つたときは、事業の全部又は一部の廃止又は変更があつたことを都道府県知事が定める方法で告示し、かつ、起業地が所在する市町村の長に通知するとともに、直ちに、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。					
3 <u>都道府県知事は、第1項前段の規定による届出がない場合においても、起業者が事業の全部又は一部を廃止し、又は変更したために土地を収用し、又は使用する必要がなくなつたことを知つたときは、前項の規定による告示、通知及び報告をしなければならない。</u>					
4 事業の認定は、第2項の規定による告示があつた日から将来に向つて、その効力を失う。					
(処分基準)					
事業の全部及び一部の廃止並びに変更に係る告示についての処分基準は、次のとおりとする。					
○ 土地収用法に基づく事業認定等に関する許認可等の審査基準及び不利益処分の処分基準(平成12年11月30日制定)					
処分基準についての指針					
1 土地収用法第30条第3項に基づく告示(土地収用法第138条第1項において準用する場合を含む。)(事業の廃止又は変更についての職権による告示)					
起業者が事業の全部又は一部を廃止し、又は変更したために土地を収用し、又は使用する必要がなくなつたことが、明らかであること。					